

問5. 労働者の労働時間を適切に把握していますか？

「いいえ」と答えた方

働き方改革関連法における労働安全衛生法の改正に伴い、2019年4月1日より「客観的方法による労働時間把握」が義務化されました。

事業主は客観的な記録により、労働者の労働時間を把握しなければなりません。

「出勤したら出勤簿に押印するだけ」とか「管理監督者に残業代は関係ないから労働時間は把握しない」といったような状態では法違反となり得ます。

👉 「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されます
(労働安全衛生法第66条の8の3)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000496107.pdf>

労働時間の把握を適正にされたい方

必要書類は、愛知県医療勤務環境改善支援センターのホームページの「働き方改革」欄、「職場の労務管理に関する実態調査」のページより各種用紙をダウンロードいただけます。👉 <https://aichi-medsc.or.jp/>

専門家が労働時間の適正な把握方法について無料でアドバイスさせていただきます。

無料相談受付中

お問い合わせ・ご相談はお気軽にどうぞ

愛知県医療勤務環境改善支援センター

[委託先] 公益社団法人 愛知県医師会

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階

TEL. 052-212-5766

FAX. 052-212-5767

受付時間 / 9:00~17:00 (土・日・祝日除く)

Email : info@aichi-medsc.or.jp